

令和4年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和4年2月16日 開会

令和4年2月16日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和4年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和4年2月16日）（水）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 報告第1号上程	4
理事者説明	4
質疑	4
○日程第4 議案第1号上程	4
理事者説明	5
質疑	5
採決	5
○日程第5 議案第2号上程	5
理事者説明	6
質疑	6
採決	11
○日程第6 議案第3号上程	11
理事者説明	11
質疑	13
採決	16
○日程第7 一般質問	16
○閉会	31

令和4年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和4年2月16日（水）

○議事日程

- | | | | |
|----|----|-----|-------------------------------------|
| 第1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | | 会期決定について |
| 第3 | 報告 | 第1号 | 交通事故に係る専決処分の報告について |
| 第4 | 議案 | 第1号 | 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する
条例について |
| 第5 | 議案 | 第2号 | 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算
(第1次)について |
| 第6 | 議案 | 第3号 | 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |
| 第7 | | | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件

日程第1から第7まで

○議員定数9名

出席議員9名

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 児玉 亮 | 4番 水落 康一郎 | 7番 岸田 敦子 |
| 2番 天野 一之 | 5番 森本 勉 | 8番 渡辺 裕 |
| 3番 小南 市雄 | 6番 瓜生 照代 | 9番 大東 真司 |

○説明者

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 東坂 浩一 | 四條畷消防署長 | 西岡 栄治 |
| 副管理者 | 東 修平 | 次長兼警防課長 | 木村 真敏 |
| 会計管理者 | 山鬼 太 | 総務課長 | 堤 悟士 |
| 消防長 | 牧野 功 | 予防課長 | 馬場 秀一 |
| 消防次長 | 瀧田 昭彦 | 予防課参事 | 井藤 健 |
| 大東消防署長 | 田中 伸和 | 警防課参事 | 北口 昌宏 |

○職務のために出席した者

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 総務課長補佐 浅川 憲一 | 総務課長補佐 古川 智広 | 予防課長補佐 片山 和広 |
| 警防課長補佐 加藤 久夫 | | |

○事務局

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 総務課上席主査 春日 直樹 | 総務課上席主査 藤川 俊輔 | 総務課主査 清親 勇亮 |
|---------------|---------------|-------------|

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について
- ・令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時30分】

(大東議長) これより、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることにいたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告1件、条例の一部改正1件、令和3年度一般会計補正予算(第1次)及び令和4年度一般会計予算の合計4件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(大東議長) 本日は、全員の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(大東議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号4番 水落議員、6番 瓜生議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(大東議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 交通事故に係る専決処分の報告について】

(大東議長) 次に、日程第3 報告第1号 交通事故に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 報告第1号 交通事故に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

令和3年11月5日、四條畷市南野一丁目路上において、消火栓の点検を実施していた消防ポンプ自動車は、右折する際に車両右、側面上部を住宅のトタン屋根に接触させ、一部を損傷させたものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月13日に専決し、3万7千785円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で、職員に安全確認等の注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を重く受け止め、再びこのような事故のないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了させていただきます。

本件は、これをもって終了いたします。

【日程第4 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第4 議案第1号 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条

例についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(馬場予防課長) 議長

(大東議長) 馬場予防課長

(馬場予防課長) 議案第1号 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページから3ページをお開きください。

また、議案説明資料1ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、大東四條畷消防組合手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可事務の手数料につきまして、改正のあった同政令と同額に見直し、令和4年4月1日から施行するものでございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入らせていただきます。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。ありがとうございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について】

(大東議長) 次に、日程第5 議案第2号 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第2号 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料2ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1千714万4千円を増額し、総額20億7千739万5千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1 分担金及び負担金2千163万8千円を増額、款2 使用料及び手数料22万2千円の減額、款3 国庫支出金26万3千円の減額、款5 財産収入28万8千円を増額、款6 諸収入346万1千円を増額、款7 組合債1千130万円の減額、款8 繰越金354万2千円を増額となっております。

歳出につきましては、款3 消防費1千986万円の増額、款4 公債費271万6千円の減額となっております。

増額の詳細についてご説明いたします。補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

消防費増額の主な理由は、今年度中の中途退職に伴う、退職手当の増額によるもので、5名分の合計として2千871万9千円を計上させていただいております。

また、時間外勤務手当では、先ほどの中途退職等により生じた、当直勤務の欠員の補充を理由として、年度末までに見込まれる手当の額、299万1千円を計上させていただいております。

その他の項目は決算見込みにより、人件費の不用額や機械器具購入費の不用額等を計上しています。

議案書の4ページから5ページと、議案説明資料の2ページにお戻りください。

議案書の第2表に記載した債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要がある事業について債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3表の地方債の補正は、救助工作車及び指揮車の更新整備並びに大東消防署自動車用エレベーターの改修等により、起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額となったものでございます。起債の方法、利率、借入先、償還の方法などは変更ございません。

以上が、令和3年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)の提案理由でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 天野です。よろしくお願いいたします。

補正予算書の13ページにあります、職員給与等管理費2千202万9千円の増額、退職手当も2千871万9千円の増額で、年度当初で見込まれる定年退職以外に退職者に係る予算が年度途中で発生したということになるかと思えます。先ほどの説明にもちょっと触れられたところもありました。

また、ページ17の下段よりも、定年前早期退職等の記載から、この間通常とは異なった、職員の方の事情や職場の環境などが要因で退職となったのか気になるところがあります。

まず、退職者の方の年齢、勤務年数など個人情報に支障のない範囲でお答えいただけますでしょうか。

また、今後の人員補充についての考えについてもお聞かせください。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 今年度中の退職者の年齢等についてご説明いたします。

定年退職が1名で中途退職となった職員が5名おります。中途退職者5名のうち、1名は勤続37年で50歳代後半の職員、もう1名は勤続10年の30代、他の3名は勤続2年から5年の20代となっております。

退職理由としましては、勸奨制度による定年前早期退職が1名で、その他は自己都合退職となっております。

今後の人員補充につきましては、令和4年度のできるだけ早い時期に採用試験を実施し、人員を確保したいと考えております。

以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 定年退職については想定できることなのでわかるんですけども、先ほどの、中途退職のところで自己都合退職ということをおっしゃられたと思うんですけども、その点についての若干の詳細な部分と消防組織としての見解について、もう少し踏み込んでご回答いただけますでしょうか。

(瀧田消防次長) 議長

(大東議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 4名の自己都合退職につきましては、理由はそれぞれなんですけども、別業種への転職や自分の趣味を追求したいということでありました。

また、消防組織としての見解なんですけども、組織としましては、若年層の価値観も頭に置きながら、これまでの消防組織の常識がマッチしておらず、時間と共に少なからず、ずれが生じてきている事実を認識し、これまでの慣習等に固執しない柔軟な対応を取り入れながら、組織として前向きな変化を意識していかなければならないと考えております。

以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 組織としての状況把握と対策というのが今後、大事になってくるのかと考えます。

その中に置かましてですね、今も中途退職が起こることによって、通常の消防力の低下とか次の人員補充を行う時間でありませうとか、手間でありませうとか、また補充してもそこから現場で活動していただけるまでの時間というのは、当初の計画から考えると時間を要することがたくさん出てくるかという問題を意識いたします。そうした中で、中途退職者の方を防ぐ方策について当消防組合の考え方について伺いをいたします。

(瀧田消防次長) 議長

(大東議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 中途退職者、自己都合退職者4名はいずれも若年層職員でありまして、若年層職員はまだ年数も少ないことから、異動も少なく、まだまだ消防の一部分しか見えていない部分がございます。消防には様々な仕事がありまして、自身の特性を活かせる場所とかマッチする職種が見い出せていないところがあり、組織としてはキャリアプラン等を示しながら、早い段階で消防の多方面の働き方などを交えたコミュニケーションを取り、自身の職業として選択した消防をより深く理解させることが重要だと考えております。

以上です。

(大東議長) 他に発言はございませんか。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 補正予算の職員手当とかその辺に絡めまして、職員のコロナの感染状況とか検査体制の問題を1点質問させていただきたいと思います。

今、オミクロン株への置き換わりで、消防職員の感染もこの間、何度も報告されてきました。今年に入ってから職員の感染状況の説明とクラスターの有無についてお伺いしたいのと、濃厚接触者はないという報告が多かったと思いますが、新型コロナ対策として、感染者が確認された場合の濃厚接触者の有無に関わらず、PCR検査を実施することの考えを改めてお伺いしたいと思います。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) PCR検査の実施について答弁させていただきます。

感染予防対策として出勤前、就業前の体調管理と職場内、救急現場での感染対策の徹底、また、風邪症状等が見られた職員については、積極的に医療機関の受診を勧め、医師の判断による検査等を受ける体制を整えておりますので、定期的なPCR検査の実施については、現在のところ予定はしていません。

次に、今年に入ってから職員の感染状況ですが11名発生しております。職場内でのクラスターは発生していません。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) ありがとうございます。

今のご答弁で、風邪症状の段階で検査等を受ける体制を整えているというふうにご答弁いただいた部分があったので、これは消防職員として、エッセンシャルワーカーとして特別な体制があるのかどうか、組織の中での体制を整えているということなのか、その辺、再度ご答弁いただけますか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 答弁をさせていただきます。

検査等を受ける体制を整えていると申し上げましたけれども、この点につきましては内部での体

制を整えているということでございます。

なお、医療機関との提携、連携等は行っておられない状況で、あくまでも一般的な受診をするということでございます。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) わかりました。

さっきの答弁でPCR検査の定期的な検査については、予定していないということです。ただ、この間の感染者数、先ほどおっしゃっていただいたように11名ということで、本当に感染者と直接接触する現場であって、最前線に立っておられる業務だからこそ、定期的な検査体制というのをしっかりと確立した上で、皆さんの安全、市民の皆さんの命も大事にした取り組みを是非、進めてほしいという観点で前回に引き続き、質問をさせていただいております。

最後、要望に留めますけれども、私の親族で医療機関に勤めている関係者がおりまして、その医療機関内で感染者が発生したときは、医療従事者は毎日検査をして、陰性であれば仕事に就くというような体制もあったようです。大きい病院だからできたという面もあるかもしれませんが、消防の業務も同じような職務だと言えると思いますので、市役所の職員の感染も増えている状況から、また市としても何らかの定期的な検査体制というのを考えていただきたいということは申し上げて、質問を終わります。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 恐れ入ります。冒頭の議案説明の中で、一部誤った説明がありましたので訂正させていただきます。

債務負担行為と地方債補正をご説明したときに、議案書の4ページから5ページというふうに説明させていただきましたが、正しくは補正予算書の4ページから5ページでございました。

お詫びして訂正させていただきます。

(大東議長) それではこれより、議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。ありがとうございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(大東議長) 次に、日程第6 議案第3号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第3号 令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は3ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、19億8千803万7千円としております。前年度当初予算と比べ、7千221万4千円、3.5%の減となっております。

第2条、地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。消防庁舎維持管理費として、限度額2千860万円、消防設備等維持管理費として、限度額870万円、消防力等整備事業として、限度額5千320万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金は18億2千611万9千円で、前年度と比べまして、4千81万5千円、2.2%の減となっております。

構成両市の負担金額につきましては、組合同約第14条第2項による按分比率から、大東市分1

1億7千857万7千円、四條畷市分6億4千754万2千円となっております。

次に、下段の款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 消防施設費国庫補助金、2千706万4千円は、令和5年度から緊急消防援助隊に登録予定である、救急自動車及び高度救命処置用資機材並びに継続して登録する消防ポンプ自動車等の購入費に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。消防車両に対する国庫補助は、緊急消防援助隊の設備として整備し、出場車両として登録することで交付の対象となります。令和5年度末までに登録隊数を6,600隊に増隊するという、国の基本計画に基づく大阪府からの登録要請に応じ、令和5年度から現行の救急自動車に係る登録を1隊から2隊に増隊し、国庫補助による更新整備を行うものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

上から2段目の款5 財産収入、項2 財産運用収入、目1 財産貸付収入、48万8千円は、自動販売機設置に係る貸付収入でございます。

次に、款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、1千977万2千円は、右のページ説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

次に、款7 組合債、項1 組合債、目1 消防債、9千50万円は、消防ポンプ車等の車両購入費及び消防指令センター設計委託料、その他庁舎維持管理に係る修繕料に充当する消防債でございます。前年度に比べて、2千510万円、21.7%の減となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

まず、款3 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、右ページの説明欄、細目02職員給与等管理費、15億7千970万4千円は、消防組合職員の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。

右ページの説明欄、細目10消防庁舎維持管理費、7千340万9千円は、消防本部庁舎のエレベーター改修等を内容とする施設修繕料をはじめ、各署所における光熱水費、施設管理委託料が主なものでございます。

なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型の水栓及び洋式トイレの設置、また四條畷署浴室の個室化改修として、合計1千239万1千円を計上しております。この事業は、感染症に備えた消防本部の業務継続のための施設整備であることから、緊急防災減災事業債を活用して実施します。

次に、19ページをお開きください。

細目12消防設備等維持管理費、7千18万6千円は、高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線の保守点検、ネットワークシステム等の賃貸借料や消防用ホース等の資機材購入費が主なものでございます。

次に、21ページをお開きください。

細目17消防力等整備事業、9千824万8千円は、消防ポンプ自動車、救急自動車及び高度救命処置用資機材等の購入費用の合計で、購入予定車両につきましては、議案説明資料の4ページから5ページに、写真と事業費を掲載しております。

次に、細目19 一般事務費、1千628万8千円は、普通旅費や、消防活動用被服等の消耗品

費、健康診断等の委託料が主なものでございます。

最後に22ページ、23ページをお開きください。

款4 公債費、項1 公債費は、1億319万円で、前年度に比べ、1千849万7千円、15.2%の減となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の3ページに記載のとおりです。

以上が、令和4年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 当初予算に関しても、新型コロナに関して2点お伺いしたいと思います。

17ページの新型コロナ感染症対策改修について、先ほど、冒頭でも若干の説明がありましたけれども、更に加えることがあれば、是非、説明をお願いしたいと思います。

あと、抗原検査キットに関しては当初予算書には書いておりませんが、消防署での保有がどうなっているか、新年度予算での計上があるかどうかお伺いをします。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 新型コロナ感染症対策改修について、内容のご説明をさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、職員間の感染拡大によって、業務の継続が困難になった消防本部が生じるなど、流行期における消防力の維持確保が課題となったところで、このため、平時より万全な感染症対策が講じられることを目的として拡充されました、緊急防災減災事業債を活用しまして、救急隊員等の警防要員が使用する、消防庁舎の設備を整備するものでございます。

令和4年度の改修では、各庁舎で未整備の非接触型の水栓及び洋式トイレの設置、浴室の個室化を計画しております。

対象事業の拡充は令和7年度までの措置とされておりますので、要件に合致する改修は継続して行って参りたいと考えております。

以上です。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 抗原検査キットについて答弁をさせていただきます。

抗原検査キットについては、現在40セットを保有しており、使用については感染者等が多数発生し、消防体制の維持が逼迫した場合に、濃厚接触者に対して7日間の待機期間を待たずに検査を行い、陰性を確認した上で就業制限を解除する場合に使用するものとして配置しております。

来年度予算では計上しておりませんが、必要となった場合には購入を検討したいと考えております。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) ありがとうございます。

感染症対策の改修については、今年度も本庁舎で実施されて、見学もさせていただいて、引き続きの改修ということで、これからも改修ができるものがあれば進めていただきたいと要望しておきます。

補正予算で先ほど指摘しました、PCR検査については、定期的検査をなされていない状況の中で、せめて体調不良の職員が出た際に抗原検査キットを活用して、更なる感染を抑えるためにも検査キットの補充に努めていただくように、現在、手に入りにくい状況もあるとは聞いていますけれども、できるだけ確保して職員の皆さんの安全、感染者を確認できる体制、そして、それ以上広げない対策を取れるよう求めて、質問を終わります。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) よろしくお願ひします。

予算書のほうには具体的な言葉での記載がないとみますので、議案説明資料をいただいております5ページのところに、今回新たな言葉が出てきているので、それについて質問いたします。

テロ対策資機材の購入ということが書いてあると思うんですけども、これについてお伺ひいたします。20年以上前の地下鉄サリン事件におきまして、報道で消防隊の皆さんが防護服を着たりとか、非常に大変な救出活動などをされているというのは、私の記憶にございます。

昨今も化学兵器や化学薬剤などを使った事件というのは、そうは起こっていないといえども、例えばガソリンを撒くとか、無差別に人に被害を加える事件というのが最近出てきているようなところ

ろで、非常に社会情勢としても、まずこういったテロというのが無いということを前提にしながらも、こういった対策が考えられているのかなというのが、私の今考えるところであります。

このテロ対策の資機材については、まずどのような資機材でどのくらいの数量を今回購入されるのかについてお聞きしたいのと、これを導入するにあたって根拠となる法律がどのようなものに基づいて実施していただけるのか、そして3つ目は、今回新たに導入する方針と近隣の他の消防本部での整備状況についてお答えいただければと思います。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) ただ今のテロ対策資機材の購入に関するご質問について、説明させていただきます。

今回、購入を予定しております資機材の内容につきましては、毒劇物の処理作業で使用する陽圧式の化学防護服を4セット、除染用のシャワーシステムを1セット、除染作業等に使用する化学防護服を12セット購入する予定でございます。

法律根拠としましては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令 第2条 救助資機材別表に救助隊が保有するべき資機材として記載されており、地域の実情に応じて整備するとなっております。

導入する方針としましては、大東消防、四條畷消防単独時代より未整備としておりましたが、管内には大型商業施設等も存在し、また、JRの主要駅もあることから、近年の多種多様な犯罪等による人的災害が起きていることを鑑み、災害事案に対応するために導入をするものでございます。

各消防本部の整備状況にありましては、北河内の消防本部では、大東四條畷消防のみ未整備の状況でございます。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

まずテロといいますか、こういった装備で出動することがないというのが前提だと思うんですが、今の一番最後のところの近隣の北河内の消防本部でも最後だということなので、各消防本部に一定の整備というか、導入がいるのかなということも考えられます。

そこで一つだけ確認なんですけども、この資機材を得ることによって、これまでの消防隊の皆様への訓練に新たな訓練内容、例えば化学劇物に対して、装備を使用しながらやっていくような訓練内容が変わるのかなというふうにも考えるんですけども、そういったことの訓練の変更などについてどのような状況になっているか、わかる範囲で教えていただければと思います。

お願いします。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) 訓練の状況につきまして説明させていただきます。

このような特殊資機材を使うものに対しては、消防学校の教育課程で特殊災害課程というものがございます。そちらのマニュアルに沿って訓練をする予定でございます。

以上でございます。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。ありがとうございます。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 一般質問】

(大東議長) 次に、日程第7 一般質問を行います。

一般質問については、3名から通告がありましたので、通告を受理した順により質問を許可いたします。

なお、一般質問は会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を理事者発言時間を除き10分間といたします。

それでは、2番 天野議員お願いいたします。どうぞ。

(天野議員) 2番 天野です。よろしくをお願いいたします。

今日は救急車両の適正台数、適正配置計画というのも今、案として色々ご提示いただいております。この適正台数の維持及び救急安心センター事業などの効果の検証についてという括りのもとで何点か質問をさせていただきます。

コロナウイルスの感染拡大の下で、搬送困難事例の対応に予備車両の活用が功を奏したという見解が、前回の議会での救急搬送困難事例の質問においてありました。当組合におきまして、救急車

両の予備車を含めて7台保有しているのかと思いますけども、この救急隊の増隊が必要なのではないかというのをひとつ考えます。

そして併せて、救急隊員の増員を確保する方向についても検討が必要であると、この適正配置計画の案について考えました。

また、救急利用の適正化について関係のある救急安心センターなどの効果の検証についても、お聞きいたします。

まず1点目なんですけども、救急件数の推移についてですが、高齢化により高齢者の救急搬送などは、今後10年程度は増加すると推察するところではありますけども、どう分析されておりますでしょうか。見解を伺います。

次にですけども、コロナウイルス感染拡大時の救急搬送困難事例が増加する中で、前回の議会質問の回答では、通常対応する5台と予備の2台の救急車両、合計7台体制があったからこそ、何とか乗り切れたのではないかと考察されており、両市の消防広域化の効果が如実に表れたひとつの事例と総括されたことから、今後のコロナ感染拡大、また、別の新たな感染拡大時、そして大規模な震災などの災害時などに、本当に5台とプラス2台で対応できるのか、非常時における対応についての当消防組合の見解を伺います。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) 救急件数の推移と分析についての答弁をさせていただきます。

消防力強化に関して検討された大阪府が平成28年、西暦で言いますと2016年に試算した将来推計では2020年頃まで増加を続け、その後、人口減少とともに救急件数も減少傾向となり、2030年頃には2010年程度の件数に戻り、その後は一定件数を維持すると予測されております。

今後も消防統計の推移、高齢化の進展等を注視し、現状把握に努めたいと考えております。

次に、災害等における非常時の救急対応についてご説明します。

救急車両7台体制をとっておりますが、7台で対応できない事案が発生した場合には、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行います。また、更に大規模な災害が発生した場合は緊急消防援助隊の要請を行い災害対応することになります。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 次に、現在保有されております、7台の救急車についての運用体制について質問をいたします。

今の答弁で7台体制をとって、それ以上大きくなった時には広域的な応援体制をされるということになるかと思えます。そして前回の救急搬送困難事例などに基づいても、7台体制というのは非常に必要なのではないかというふうに考えるわけです。

そこで、今度の適正配置計画の中でも基本5隊を維持した上で、予備車の2台を入れた7台体制で最低でも維持堅持していくべきではないかというふうに考えるんですけども、この7台の救急車についての運用体制、どのように評価して分析をされているのか、この見解についてお聞かせ願います。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) ただ今のご質問に答弁させていただきます。

救急件数、管内救急病院、救急輻輳率等の状況を踏まえ、また、大阪府下消防本部との比較でも平均出場件数が比較的低い値となっていること。また、先ほどご答弁させていただきました救急件数の将来に予測される推移状況を鑑みまして、現状において、救急車5台と予備車2台の7台体制で対応が可能と考えております。しかし、今後の社会情勢の変化などにより、救急件数に大幅な増加があれば増強を視野に入れた検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 今のご答弁からも、まず、次の適正配置計画の案でございますけども、現状7台体制は堅持していただきたいと要望を述べておきます。

次の質問なんですけども、当消防組合の管轄において救急安心センター事業、救命講習実施の検証について、確認をいたしたく思います。

消防白書を見ても、救急自動車による出動件数は、10年前と比較して約19.9%増加しております。一方で救急隊員は約6.1%の増加にとどまっており、消防庁でも地域に限られた救急車が、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにするため、電話相談窓口の救急安心センター事業#7119の全国展開と一般市民に対する応急手当の普及を打ち出しております。当消防組合においても、救急安心センター事業の利用啓発をされていると存じますが、利用状況の現状、そして、救命講習会の実施については、現在、コロナウイルス感染拡大状況下で実施の減少又は参加人数の制約など新たな条件下での実施を余儀なくされているものと考えております。当消防組合での実施の効果、検証の見解を併せてお伺いいたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 救急安心センターの利用状況について、まずは、過去3年間の両市の相談件数等をご報告させていただきます。

令和元年中については、大東市内からの相談件数等が2千752件、四條畷市内が965件、合計3千717件。令和2年中については、大東市内が2千541件、四條畷市内が884件、合計3千425件。令和3年中は大東市内が2千631件、四條畷市内が997件、合計3千628件となっており、令和3年中の詳細については、医療機関の案内が1千460件、救急医療相談が2千44件。この救急医療相談件数うち、131件が救急車の必要があると判断され救急出場したものとされており、その他が124件となっています。

利用の啓発については、組合ホームページ、両市の広報誌、防火推進団体の機関紙などを活用させていただき、普及啓発の推進を図っております。

次に、救命講習等の実施につきましては、コロナ禍が継続しており、感染拡大時は中止としていますが、当消防本部で作成した心肺蘇生法の動画の視聴を案内しております。また、感染状況が比較的治まっている時期は、募集人員を通常の定員の半分としたうえで、体温測定、体調の確認、ソーシャルディスタンスを確保し実施しています。

今年度の実績としましては、現時点で約1千700名の方に受講していただいている状況です。また、今年度から、小学5年生を対象とした応急処置講習を両市の教育委員会のご協力を得て実施しており、これまで6校に対して実施させていただきました。今後も、コロナ禍が継続しますが、一人でも多くの市民の方に参加していただけるよう工夫を凝らして、応急処置の普及啓発を行ってまいります。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

救急の搬送困難事例から、今回、適正配置の計画案を見せていただいて、今日確認して当面、現状を維持していただける方向というのを確認させていただきました。それについては、台数を削減するのではなくてというのは、ひとつ安心できる答えがいただけたかなと思っております。

今後とも、適正配置計画案を具体的なものにしていただく中で、非常時の時を十分想定して、余裕を持った適正配置というものを深めていっていただきたいのが1点と、市民への初期対応の案内でありますとか、講習、救急車の依頼とか応急処置などの啓発というのは、十分、救急車の出動の適正利用という意味からも必要であると考えます。しかしながら、消防力の適正や効率化を進めていく中において、市民それぞれの自己責任とは絶対ならないように、消防力の維持を進めるということが必要であると考えをしっかりとご理解いただいた上で、是非、適正配置計画につい

て、特に今日は救急について質問いたしましたけども、進めていっていただけるよう要望を申し上げて私の質問とさせていただきます。

以上です。

(大東議長) 天野議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、6番 瓜生議員。

(瓜生議員) 議席6番 瓜生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめにですね、この長引くコロナ禍の中で、市民の安心、安全の為にご尽力してくださっていることに、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

このコロナ感染症によって、経済活動をはじめとした多くの社会のあり方が見直しを余儀なくされております。災害発生時の取り組みについても、そうでありますけれども、政府の地震調査委員会が南海トラフ地震の発生確率、これを今後40年以内に90%とするなど、大規模災害も視野に入れての更なる取り組みが余儀なくされているところであります。

そこで、現在ほどの様な行動計画、協定、受援計画、事業継続計画BCP等をお持ちでしょうか。また、それらについて課題は何とお考えでしょうか。また、今後の取組について伺いたします。

2点目、先にお示しいただいた消防力の適正配置案でございますけども、2019年に他市の消防組織に先駆けて、大東四條畷消防組合総合計画を策定されました折に、女性も参画しての策定委員会を経て10年間の道筋を明確にされました。そのことを評価いたしましたけれども、今回の計画案につきましても、今後の広域消防行政のあり方を多面的に検証した計画であると評価しております。

そこで考えたのですが、計画内容の多面性に則した表題、これにしてはどうかと思います。ご見解をお伺いたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) まずは大規模災害発生時等に備え、現在、締結している協定等についてお答えします。

協定については、大阪府域内において大規模な地震、風水害などの自然災害や列車事故等の集団救急救助事故などの災害が発生した場合における、大阪府下広域消防相互応援協定をはじめ、その他、災害や地域に応じた消防相互応援協定を締結しています。

次に、受援計画につきましては大阪府緊急消防援助隊受援計画を基に、大東四條畷消防組合緊急消防援助隊受援計画を策定しております。

次に、BCPであります。新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、今般の新型コロナウイルス感染症では新たに業務継続体制を策定し、随時、更新しながら運用しているところで

ございます。

課題としましては、それぞれに策定した計画が机上のものにならず、実災害時において活用できるものでなくてはならず、それには職員一人ひとりの理解と他機関との連携、また社会情勢等の変化に合わせ、実効性のあるものに随時見直していかなければならないと考えております。

今後の取り組みとしましては、消防力であります人員、資機材等の維持強化と消防活動の高度化を図るためのICTなどの活用、署所庁舎の維持管理に加え、他の消防本部や地域の消防団、警察、医療機関等との連携体制の一層の強化を図ってまいります。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) ご答弁ありがとうございます。

それでは再質問に入らせていただきますけども、受援計画、そして協定、BCPこれがあることはわかりましたが、行動計画については不十分ではないかと思っております。

2011年に東日本大震災の時、県内からの応援隊、また、緊急消防援助隊が到着するまでの間、限られた消防力での対応を余儀なくされたことを踏まえまして、国、総務省消防庁は大規模災害時に消防本部が具体的取るべき方策等についての検討を行いました。それを明くる年、2012年でしたけども、発災後の被害の拡大を防ぐためには、初動期の活動が最も大事であるとの報告書が出ております。初動期に効果的な活動を行うためには、いつどのような活動をだれが行うのか、それを、時系的に整理してまとめた行動計画、いわゆるタイムラインが必要ではないかと思っております。それはお持ちでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 計画の内容についてお答えさせていただきます。

本組合緊急消防援助隊受援計画には応援要請の基準、応援等の要請方法、応援要請のフローチャート、連絡窓口、任務分担表などを示しており初動に必要な事項が記載されております。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) 今、お示しくございました受援計画、おそらく2014年に策定されて、4回の改

正を重ねた、あの受援計画だと思えますけれども、一通り見せていただきましたけれども、行動計画というよりも、更に上位のBCPを含む防災計画、それに近いものであったと思って読ませていただきました。

例えば、神戸市の消防局ですけれども、地域防災計画の細部計画として、震災消防計画、これを策定しておられます。南海トラフ地震の発生では、ここは2.5メートルから4.2メートルの津波が予想されているようで、その地域性から東日本大震災の津波の被害の甚大さの時に、更に計画を見直された。そして、発災直後における消防局の初動対策を具体的に規定しておられます。

一例を挙げましたら、例えば活動の原則として津波被害警戒区域内では、まず、情報収集のためのパトロールを行いながら、早期に避難するように広報する。また、パトロール実施中であっても火災や救助事案が発生すれば、火災対応を優先に活動を実施する。また、例えば救急活動の原則として、救急隊は本署の救急隊を除いて予備ポンプ車に乗り換えて、同時の多発の火災に備える。そしてまた、津波被害警戒区域内からの救急要請には家族、或いは地域の人で傷病者を避難所や医療機関等に搬送することを原則として対応する等々の行動が具体的に規定されております。

それでは、この大東市四條畷市の地域で、例えば南海トラフ地震が発生した時の想定される被害はどのようなものがあるのか。そして、それに対してそれぞれの任務隊員は、まず、どこをどうすればよいのか。先ほど課題のところでご答弁くださいました、それぞれに策定した計画が机上のものにならず、実災害時において活用できるものでなくてはならず、それには職員一人ひとりの理解と他機関との連携がなくてはならないとご答弁いただきました。私が思うのは、職員一人ひとりの理解ですね、これはまさしく課題解決のためにこそ一人ひとりの具体の行動計画があって、そして、それに基づいて繰り返しの訓練がされている。これが、必要であると思えますけれどもいかがでしょうか。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) 訓練の実施についての答弁をさせていただきたいと思えます。

府下広域情報伝達訓練を年間8回以上しております。それと、緊急消防援助隊情報伝達訓練を年間5回以上実施しており、この訓練の中で受援訓練も含まれております。また、組織内での受援訓練につきましては、昨年度も実施しており今年度については、現在計画しているところでございます。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) ありがとうございます。

対象の組織が違うけれども、合わせると年間14回以上も訓練を重ねておられているとのことでありますが、この情報訓練とはどのようなものでしょうか。

(田中大東消防署長) 議長

(大東議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) 訓練内容についてご答弁させていただきます。

被害を受け受援体制が必要となった場合については、被災状況の確認から始まり、次に受援計画に基づく連絡体制による行動を開始します。次に、東ブロック幹事消防本部の枚方寝屋川消防組合に被災状況にあった応援車両台数を要請するなど、情報伝達を的確に行うとともに非常招集の確認を行います。机上の訓練ではありますが、実践に即したブラインド型訓練となっております。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) 先ほど申し上げた受援計画の中に主に書かれていた、その訓練をなさっているのかと今思いながら聞かせていただきました。

それでは、行動計画についてのご見解はどうか伺いたと思います。なぜならば、行動計画が立てば今おっしゃった誠に大事ではありますが、情報伝達だけでは終わらない、現場に則した訓練ができるからと思うんですが、行動計画の策定についてのご見解はいかがでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 行動計画について答弁をさせていただきます。

行動計画については、受援計画や新型インフルエンザ等対策行動計画の他、必要となる行動計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) 是非とも早急にご検討してくださって、策定されるようお願いいたします。

もうひとつですね、他機関との連携の中で、連携が大事だにご答弁にありましたけども、特にその中でも地域の土地もお人もよく知り尽くしておられる消防団との連携は特に重要ではないかと思っております。コロナ禍の中でありますけれども、消防団との連携をどのように図られる予定でしょうか。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) コロナ禍における消防団との連携についてお答えいたします。

大規模災害等を想定した場合、消防団との連携は必要不可欠なもので、コロナ禍であっても訓練等を通じて連携を図っていく必要があると考えております。従いまして、大規模災害を想定した連携訓練や消防署において各分団を対象とした基礎訓練など、感染防止対策を行いながら実施し、連携を図っているところでございます。

以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) わかりました。

大災害時の消防の任務ですけれども、先ほどの受援計画にもありますとおり、火災の消防活動、けが人の救急搬送だけではなく、建物の倒壊、土砂災害、そういった現場での救助活動などが広域に同時にしなければならなくなります。その時に如何に消防力を発揮できるのか、緻密な行動計画の策定とそれに基づく繰り返しの訓練で身に付けるしかないと思っております。

重ねて早期の策定を強くお願いいたしまして、一般質問を終わります。

(瀧田消防次長) 議長

(大東議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 先ほど、瓜生議員からご質問ありました、適正配置計画策定の表題について、的確にお答えできておりませんので、お答えしたいと思います。

現在、お示ししております計画の策定は、2019年策定の第一次総合計画に盛り込んでいますのでありまして、当初は、今ある消防力の現状と将来に向けた課題を分析したうえで、消防力を維持することを前提に、現状の車両や人員を効率的かつ効果的に再配置することを目的としたものでした。

議員から評価をいただきましたように、様々な検証をしていくうえで、人員確保などの問題も含

めて、多面的で中長期的な課題も含んだ、将来的な組織運営を展望した計画となっております。

このことから、ご提案ありましたように、計画内容を的確に反映しました表題となるよう、サブタイトル、愛称も含めて検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

(大東議長) 瓜生議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、7番 岸田議員。

(岸田議員) 議席7番、四條畷市選出の岸田敦子です。通告に基づき質問させていただきます。

1月に説明された、組合の消防力の適正配置計画は現況と課題を分析して、様々な角度から検証したうえでまとめとして救助工作車1台、予備ポンプ車を1台削減し、その分の職員を9人削減、これを2年後の令和6年4月1日から運用開始しようとするものです。配置の見直し等補える点があるとはいうものの、コロナ禍での救急体制強化の重要性に加え、今年に入り政府の地震調査委員会が南海トラフの今後40年以内の発生確率を90%に引き上げたことを考えると、市民にとって消防力の低下は不安材料になります。そのことを述べたうえで、以下質問いたします。

通告では3点まとめてしておりますが、1点ずつ質問させていただきます。

まず、国の救助活動に関する基準第3条に、組織及び施設の整備等として、市町村長は消防機関の救助活動に関する組織及び施設の整備を推進し並びにこれらの充実強化を図るよう努めるものとするがあります。特に、充実強化を図るよう努めるものというこの基準に対し、今回の計画は逆行するものになりませんか。見解を求めます。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 救助活動に関する基準についてお答えいたします。

この基準に関しましては、交通事故などによる救助需要の増加を受け、昭和62年に施行された救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令により、救助隊の配備が必置とされたことを受け、同年に定められた基準でございます。

議員ご指摘のとおり、これにより広域化前の両市消防本部では、それぞれに救助工作車を配備し、救助活動の充実強化に努めてまいりました。

救助隊の編成につきましては、消防署の数を基準にすることとされており、そのうえで発生件数や人口、面積、地形その他の地域特性を考慮して増減できるとされています。しかしながら、人口などが少ないからといってゼロに減じることは認められておりません。

よって広域化前の両市消防本部では、人口約12万人の大東市に1隊、人口約5万人の四條畷市にも1隊の救助工作車が配備されておりました。

こういった経緯により、現状は救助隊が2隊ありますが、大東救助隊がはしご車、四條畷救助隊がポンプ車を運用する兼務隊となっております。このことから本計画では、両市をひとつの管轄と

とらまえ、救助隊の出場件数や活動内容、到着時間などの実績を分析、府内の消防本部とも比較検証し、救助隊としての活動をフルに発揮するための効率運用を実現したものでございます。

これにより救助隊の専任化、高度化が図られ、消防力の低下に繋がるものではございません。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) いろいろ工夫をするから低下に繋がらないというご答弁ではありましたが、はたしてそうなのかどうか、細かい点も含めて更に質問したいと思います。

救助の出動件数は、広域化後7年の平均で158件となっていますが、平成27年以降、年々増加して、令和3年の速報値は207件と更に増加しています。特に、ひとり暮らし等で本人との連絡がつかない場合の安否確認が年々増加しており、7年平均は104件となっているものの、令和2年は141件、3年は156件と7年平均の1.5倍の大幅増になっている状況です。

救助の出動件数の全国的傾向と今後の見込みをお示してください。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 救助件数についてお答えいたします。

全国的な傾向ですが、総務省の消防白書によりますと救助活動件数は全国的に横ばい状態で、交通事故が減少傾向にあり、機械、建物等の事故が若干増加傾向にあります。

当消防組合の傾向としましては全体的に増加傾向にあり、内訳としましては、ひとり暮らし等で本人と連絡がつかない場合の安否確認を含めましたその他の出場が増加し、交通事故などの主要な出場は減少若しくは横ばい状態となっており、今後も同様の状態が続くと見込んでおります。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 今おっしゃっていただいたように、全体的に増加傾向の中で救助工作車を1台減にすると。ただし、専任化を図って強化する面もあるということですね。そういう専任化ということで更に質問したいのですが、現在は、はしご車、ポンプ車との兼用で技術的に違う業務をこなさないといけない大変さがあるということですか。

ただ、兼任で出場回数は年間でどの程度で、専任になったらどの程度になるのか、その比較も考

えないといけないと思います。

計画では令和2年までの実績を記載されています、はしご車、ポンプ車、救助工作車の実績について、計画にある実績の広域後7年平均と昨年の出場件数、年間の出場件数はそれぞれ何件かお答えください。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 過去7年間の平均出場件数及び令和3年の件数についてお答えいたします。

救助出場の平均件数が158件、令和3年が207件。救急出場の平均件数は9千672件、令和3年が9千487件。火災出場の平均件数は41件、令和3年が39件。はしご車の平均出場件数は5件、令和3年が6件。高所作業車については、平成27年途中の導入となりますので、平成28年からの5年間の平均出場件数は38件、令和3年が39件となっております。なお、出場件数ですので活動の有無は考慮されておられません。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 救急はコロナの件もあって減って、火災、はしご車、高所作業車などは横ばいで救助出場が50件ほど増えているという状況で、1台減らして専任化するという事です。

その点もう少し聞きたいのですが、安否確認の出場が増えて、今後も増加を予想しているので、そうすると救助工作車の出場が増える可能性が高いんですね。今は救助工作車が2台で、半分の件数を担当していると、そうすると年100件ずつではしご車、ポンプ車の兼任作業があるということになるのですかね。救助工作車を1台にすると、救助作業の専任化、高度化が図れるとはいえ、年200件に増えるとなれば、それは負担ではないのですか。その点はどうか考えておられますか。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 安否確認の出場についてお答えいたします。

安否確認は、現在、あらゆる救助資機材を積載しています救助隊が救急隊を補助するために出場しておりますが、主な活動内容は、必要な場合に施錠されている建物のドアや窓を破壊し、進入口を確保するといった活動で、消防隊が積載している破壊資機材でも十分対応可能な活動となっております。

ります。よって今後は、現場に近い各署所の消防隊を救急隊と同時に出場させ、救助隊については、特異な事案など必要に応じて出場させる体制をとり対応いたします。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) では、救助隊については安否確認などの出場はないということになるわけですね。そうすると、救助隊の出場は大幅に減るということですが、消防隊の出場が逆に増えるとなります。救助隊、消防隊それぞれの出場予測、年どの程度になるか教えてください。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(大東議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) 出場の見通しについてお答えいたします。

まず、救助出場のうち、その他出場の安否確認を消防隊で受け持ちますと、出場件数が年間150件程度増加いたします。消防隊5隊をそれぞれ3グループで編成しておりますので、15グループと換算しますと、消防隊1グループあたりの出場件数は、年間10件程度に収まりますので、大幅な増加には繋がらないと考えております。

救助隊につきましては、2隊から1隊になりますが、安否確認を除いた交通事故などの人命救助に関する出場になりますので、年間60件程度の出場と見込んでおります。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) ありがとうございます。

年間60件程度と10件程度ということのお答えでした。そうすると、それほど大きな負担ではないということもあるのかもしれませんが、人員の削減ということに関しては心配な点もあります。

質問の3点目ですけれども、計画の24ページ、人員配置の効率化による効果として、年間約4千500万円の人件費抑制効果があるとして、現行配置体制165人を156人にするとしています。これは、職員定数を削減することにはならないのか答弁を求めるとともに、将来的な職員定数の考えを改めて伺います。

(瀧田消防次長) 議長

(大東議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 職員数についてお答えいたします。

現在、お示ししております消防力の適正配置計画案では、署所の配置及び出場件数等を勘案しまして、消防力の維持を前提に配置車両や出場体制の検証を行い見直したもので、組織の最適化を図った結果でございます。

よって、現場活動要員である当直人員は165人から156人になっておりますが、これは救助工作車を専任の1隊運用とはしご車と高所作業車を兼務運用する高所隊を設立する最適化による結果であり、現場活動要員は確保した内容となっております。

そのうえで職員定数は今後も削減することなく189人を維持する計画となっております。また、人的消防力につきましては、今後の定年引き上げによる職員の高年齢化と新規採用職員の停滞の課題がございます。

これらを解消するために、将来を見据えた年齢別職員構成の平準化を目的とした職員採用計画案をお示ししております。この案につきましては、一定期間、職員定数を増加させ、新規採用を停滞させることなく、継続して人材を確保することとしております。これにより、単純に人数だけの確保ではなく、職員の年齢構成を少しでも平準化することで、経験とパワーのバランスのとれた組織を考慮し、これらの計画を総合的に組み合わせまして、消防力の継続安定的な組織運営を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 一定期間、職員配置が増加して年齢構成のバランスも図られるよう考えていただいていることは評価できていると思っております。

また、職員定数は維持し、現場活動要員9人減らす分も再任用の職員で減をすると考えられた内容ではあるとは思っています。

ただ、それが本当に大丈夫なのかという心配な点はあるものの、適正配置計画について、現場活動の人員を減らすのは消防力の低下にならないと、本当に断言できるのかどうか、その点に関しては大東と四條畷とそれぞれ単独でやっていた場合の適正配置のシミュレーションもされ、その説明も求めておきたいと思っております。

(瀧田消防次長) 議長

(大東議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 広域化前のシミュレーションについてお答えいたします。

消防力の適正配置計画案で救急件数の増加に対するシミュレーションを行っております。内容としましては、両市の救急発生件数を平成25年と令和元年とを比較しますと、大東市で1千46件、約17%増加し、その増加分相当を四條畷署所が補っており、四條畷市では367件、約14%増加しており、その増加分相当を大東署所が補っております。

このことから広域以前、すでに救急需要に対応することが課題でありましたので、広域化していなかった場合、両市では救急需要に対応しきれず、大幅な現場到着時間の遅延が発生するなど、救急隊の増隊と増隊に伴う職員の増員が必要となっていた可能性があります。

また、現在のコロナ禍における多数の救急搬送困難事例にも対応できなかった可能性があり、広域化の大きな効果だと考えております。

以上です。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 広域化で様々な困難が対応できているというお答えではありましたが、広域化をする前に現場の職員の方が専門性を発揮できる体制強化ということで広域化への強い意向もあって、職員は減らさないように私も求めまして賛成した経緯があるので、体制として広域化したことによるメリットというのは一定あったかと、それは今のお答えでも感じる点はありますが、ただやはり広域化となれば、人員削減というのはやっぱり予想されるものであって、今回もこういうことが出されて、ちょっと不安には思っています。

ただ、今本当にこの計画に対して様々考えていただいているので、今回やりとりをする中で大きな問題点というのは洗い出すことはできませんでしたので、それだけいろいろと対策を考えられているということは認めたいと思います。

ただ、市民の皆さん職員の皆さんの命の安全を最優先に考えるならば、先ほど、瓜生議員が質問されたように大規模災害における体制という、今回はそこはあまり掘り下げられなかったもので、そこを考えると余裕のある配置というのは私も望むところなので、本当にこの体制でいいのかどうか、この計画でいいのかどうかというのは今後も見ていかなければならないと思っております。改めた場で発言することを申し述べて、今回はこれで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(大東議長) 岸田議員の質問が終了いたしました。

以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和4年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案をさせていただきました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜りました。誠にありがとうございました。

今議会中に賜りました貴重なご意見、また、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(大東議長) 本定例会の全日程は、滞りなく終わりました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立下さい。

礼。ありがとうございました。

お疲れ様でした。

【閉会 15時10分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大東 真司

4 番議員 水落 康一郎

6 番議員 瓜生 照代